

## 求職者支援資金融資

保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会

1. 商品名	求職者支援資金融資
2. ご利用いただける方	<p>長野県労働金庫の営業地域に在住する方、または、長野県労働金庫の営業地域に在住しようとする方で、次の条件をすべて満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、18歳以上、最終弁済時年齢66歳未満の方。 (18歳未満であっても、婚姻により行為能力を有する方を含みます。)</li> <li>・「求職者支援給付金」の初回月の給付金の支給決定が行われた方のうち、当該給付金のみでは生活費が不足する方。</li> </ul> <p>※ 「求職者支援給付金」についての詳細は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。</p> <p>※ ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります。</p>
3. ご返済期間	<p>融資総額 50万円未満：5年以内</p> <p>融資総額 50万円以上：10年以内</p>
4. ご融資金額	<p>(1)同居又は生計を一にする別居の配偶者、子又は父母のいずれかを有する方 上限月額10万円（1万円単位）×受講予定訓練月数（上限12ヶ月）＝120万円 （1申込の融資限度額）、訓練期間1年超：240万円（1顧客の融資限度額）</p> <p>(2)(1)以外（単身者等）の方 上限月額5万円（1万円単位）×受講予定訓練月数（上限12ヶ月）＝60万円 （1申込の融資限度額）、訓練期間1年超：120万円（1顧客の融資限度額）</p>
5. お使いみち	<p>職業訓練受講給付金を補填するための生活資金 (事業性資金、投機的資金、負債整理資金は対象外です。)</p>
6. ご融資金利	固定金利 年 1.50%
7. 保証料率	年 0.50%が別途必要となります。
8. ご返済方法	<p>元利均等毎月返済とします。</p> <p>職業訓練終了日の3ヶ月後応答月の末日まではお利息の支払いのみとし、4ヶ月後の末日から元金返済となります。</p> <p>※ 元利均等返済とは、毎月の各返済日（末日）に一定の返済額（元金と利息の合計）でご返済いただく方式です。</p>
9. ご返済試算額の入 手方法	<p>店頭までお申し付けください。</p> <p>また、インターネット・ホームページからも試算いただけます。</p> <p>長野県労働金庫ホームページ &lt;<a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https://www.nagano-rokin.co.jp/</a>&gt;</p>
10. 連帯保証人	不要です。
11. 担保	不要です。
12. 手数料等	申込事務手数料および随時返済、全額返済手数料は無料です。

13. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<p>(1)ご契約内容や商品に関する相談・お問合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【フリーダイヤル】（電話：0120-1919-48）</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時 土・日曜日：午前10時～午後5時 （祝日、振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除く)</p> <p>(2)ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】（電話：0120-606-150）</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ&lt;<a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https://www.nagano-rokin.co.jp/</a>&gt;をご覧ください。</p>				
14. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】（電話：0120-177-288）</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時</p>				
15. お客様宛の通知物	<p>ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>(1) 返済予定表</p> <table border="1" data-bbox="531 1464 1401 1563"> <thead> <tr> <th>金利種類</th> <th>返済予定表に記載される対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定金利</td> <td>最終返済期日までの全期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 随時返済、契約変更時にも返済予定表を発行し、お客様のご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>※ &lt;ろうきんダイレクト&gt;（インターネットバンキング）をご利用の方におかれましては、上記「返済予定表」について郵送等による通知に替えて、&lt;ろうきんダイレクト&gt;（インターネットバンキング）にて閲覧することができます。</p> <p>※ &lt;ろうきんダイレクト&gt;（インターネットバンキング）をご利用の方であっても、融資のご請求・ご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただく場合がございます。</p> <p>(2) 完済通知</p> <p>ご融資完済時に作成します。</p>	金利種類	返済予定表に記載される対象期間	固定金利	最終返済期日までの全期間
金利種類	返済予定表に記載される対象期間				
固定金利	最終返済期日までの全期間				

16. ご提出いただく書類	公共職業安定所（ハローワーク）が発行した次の資格確認資料 ・「求職者支援資金融資要件確認書」 ・「求職者支援資金融資確認申請書」写し ・「職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）」写し（又は「職業訓練受講給付金支給決定通知書」） ・免許証、健康保険証等本人確認資料 ・上記の他に、申込・審査手続きのため、長野県労働金庫から提出をご依頼する書類
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------